

地域経済活性と再エネが果たせる役割、弁護士はこう考える 一般社団法人えねべん代表の島 昭宏弁護士に聞く

持続可能な社会、地域経済創出について取り組む弁護士集団の一般社団法人「えねべん」。再生可能エネルギー事業の計画策定や資金調達のアドバイスから調査・研究、訴訟などで、地域のエネルギー転換を目指す事業者を支援している。えねべんの活動方針や近年の法令改正に関する考え方、目指すべき社会の姿などを、代表理事でアーライツ法律事務所代表の島 昭宏弁護士に聞いた。

— えねべんとは

島 えねべんは2014年3月に設立した一般社団法人で、「エネルギー転換に参画する弁護士の会」という意味がある。所属しているのは10人程度の弁護士であり、うち6人がアーライツ法律事務所のメンバー。一般社団法人であるえねべんが各種相談の窓口となり、実務は所属弁護士が行う形になる。

— 活動内容は

島 えねべんは、「地域経済の活性化に資する再エネの拡大」という理念を掲げている。大資本のみが儲ける再エネではなく、地域分散の社会実現と並行して拡大すべき。再エネのポテンシャルはそれぞれの地方が持つ固有のものであり、外部の企業がそれを使って利益のみ吸い上げるのは従来型の電源と同様の構造で、望ましくない。

地域が再エネ事業で利益を得るには、地域の企業や個人などの出資が必要。再エネ事業を考える地域の方々に支援するのが、えねべんの活動の一つ。金融機関との交渉に立ち会うこともある。

また、地域がお金を動かす上で重要な役割を果たすのは地方銀行や信用金庫であり、彼らの意識を高める必要がある。えねべんでは地銀、信金にアンケートを実施しており、再エネ担当部署の有無、相談件数やその内容などを調査している。こうした意識啓発も活動の一つとなっている。

これらの取り組みを通じて、地域の有力企業と金融機関がリーダーシップを取る形で動き、地域全体が活性化する再エネ事業を広めていければと考えている。例えば営農型太陽光発電(ソー

ラーシェアリング)はその一つの形とも考えており、私自身ソーラーシェアリング推進連盟の相談役も担当している。

このほか、自治体サイドから条例制定の相談を受けたり、環境省の委託による自治体条例の調査活動、日本弁護士連合会(日弁連)のグループと連携し、高額な系統接続負担金に対処する法律相談会を実施したこともある。

高額な負担金の問題では、事業を開始しており支払い済みの案件で、負担金の一部返還を求める訴訟も始めた。接続前に訴訟することもできるが、事業を中断せざるを得ず、事業者の負担が重くなってしまおうというリスクがある。

困難な訴訟ではあるが、その中で様々な情報が明らかになればと思う。裁判所から文書提出命令などが出されることも考えられ、いずれは電力会社が自発的に開示するよう変わって欲しいと期待している側面もある。また、訴訟はせずとも、なぜ高額になるのかを明らかにする情報開示のお手伝いもする。

— 日本の再エネの現状をどう見るか

島 現状認識として、太陽光発電は行き着くところまで進んだという印象。これからは地熱発電や洋上風力発電も伸ばしていかなければ、世界的な気候変動対策の流れ、目標に遅れをとってしまう。リードタイムの長い電源を拡大させる意識を持つ必要がある。政策側も理解していると思うが、具体的にどういった推進手段になるのか。大資本だけでなく地域が関与できる開発方法を期待したい。秋田県では地域の方々が積極的に関与していく意欲を見せており、私たちも議論に参加させて



島弁護士

いただいた。事業総額からどうしても大資本メインになりがちだが、地域を後押しする制度に期待したい。小水力発電など、再エネ電源の多様化を進めていくべきだろう。

— FIT法の相次ぐ制度変更をどう見るか

島 FITの中でも太陽光は高額であり爆発的に拡大した。一方で賦課金の積み上がりも大きく、事業に関与しない国民の負担感が高まり、ブレーキをかける結果になった。

個々の制度改正が混乱をもたらしてはいるが、大枠の流れは悪くないと評価している。ある事柄を進めるのに、まず極端なアクションを起こし、より戻しに動くことでベストな形に近づける取り組みは往々にしてある。特に現在はメガソーラーへの逆風も強い状況だが、再エネ拡大という目指すべき方向性は決まっ

ている。あるべき形への微調整を繰り返すのは意味のあることだ。

ソーラーシェアリングの一時転用許可が10年に延長されたのは良い例。まず3年を設定したが、実態や必要性を踏まえバランスよく制度を動かすことが大事。

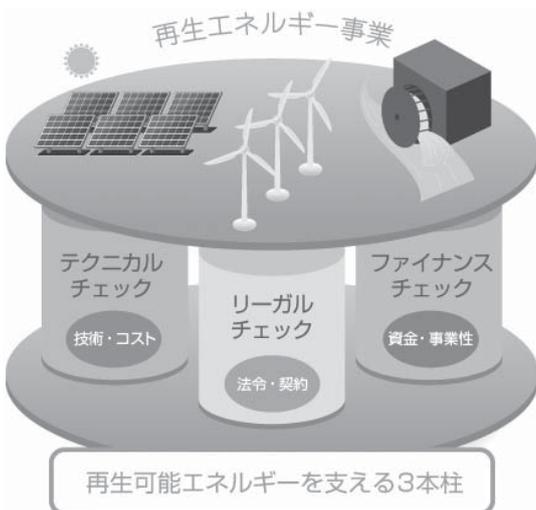
—— 未稼働案件の規制など「後出しじゃんけん」という指摘も多いが

島 法律や規制の遡及適用が原則として禁止されるのは基本。だからといって権利の濫用は許されない。法改正は「対処」であり、どうしても後追いになる部分がある。

未稼働案件問題についてだが、一度権利を押さえたからといってどう振舞ってもよいわけではない。特に再エネは発電する土地や送電線のポテンシャルが有限という性質があり、権利だけを主張し続けることによる弊害があるのであれば、権利の濫用となりうる。もちろん規制のやり方・時間的な流れは考える必要があることも併せて指摘したい。

我々も当然、事業者側の立場で仕事することはある。しかし、立場を問わず日本という限られた国土でいかに有効にエネルギーを供給していくかという観点をまず考える必要がある。弁護士としても、関わっている事業者には事業の早期実施を促す考え方だ。

—— 各自治体が条例を設け、再エネと向き合っている



えねべんの活動内容(ホームページより)

島 単に課税するといったやり方は賛同しない。ただ、大規模開発は経済的に弱い地域が狙われやすく、原子力発電は代表的な例といえる。本来は森林政策と併せた地方の活性化が理想だが、ともかくメガソーラーなどが弱体化した地域を狙うという同様の構図になってはいけない。環境や経済など考えるべきことは多々あるが、上位概念としては「持続可能性」があると思う。これを指針に物事を考えていく必要がある。

そのように考えたとき、地域に大資本がやってきて搾取するようなモデルには、自治体が対抗策を考えるのは当然。正しい方向性であれば、むしろ規制制定を進めるべき。特に環境アセスメントはエビデンスベースでの議論ができるので有効だ。

再エネは日射など地域の財産を利用するものであり、その地域自身が使っていきような政策をもっと進めるべき。ただし、地域で利用するからといって森林の大規模伐採を行うのは持続可能性に反する。地域の将来性まで見据えた仕組みづくりが重要であり、力を注いでいきたい。直近では神奈川県松田町の再エネ推進条例制定に対して「地域エネルギー享受権」というアイデアを出している。

—— ポストFIT制度に期待することは

島 FITはこれまでに素晴らしい役割を果たしたと思うが、いつまでもこれに頼ってはいけない。事業者としての発想力が問われる、次のステップに移行する時期が来たということで、新しい事業モデルを楽しみにしている。法制度が変わろうとも「再エネ拡大」を志す方々はおり、我々もそうした方のお手伝いをすでに進めている。

—— 今後の活動の展望は

島 いわゆる環境派弁護士は、これまで被害が発生したところに駆けつけ、損害賠償を起し、成功報酬を得る、という流れをビジネスとしてきた。公害事件はその筆頭だろう。今後はそうではなく、新しい働き方、問題を未然に防止する役割を果たしたい。いかに被害を抑えるか、またそれに必要な法令など新しい社会づくりに関われる弁護士活動を行いたい。環境法律家として、新たなビジネスモデルを探していくことが、若い弁護士の道を拓くことにもなる。えねべんが掲げる「地域経済の活性化に資する再エネの拡大」という理念や、社会に対する様々な問題意識を共有できる企業などの法務として、仕事をしていきたい。

再エネは我々にとって、従来の「環境弁護士の働き方」とは違った、環境貢献できる新たなアプローチを実現できる。理念を持ったプレイヤーが役割を果たせるようお手伝いさせていただければ、と考えており、その時代はすでに来ているとも認識している。